

◎新潟県人事委員会訓令第2号

新潟県人事委員会事務局

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による人事委員会が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による人事委員会が別に定めるものを定める規程

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第38条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県訓令第6号）の例による。